

利尻富士町観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 利尻富士町

事 業 名 : 温泉事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	平成10.5.1			
事 業 の 種 類	温泉	施 設 名	利尻富士温泉保養施設			
職 員 数	兼任2人(産業振興課職員)					
事 業 の 内 容	平成8年、日本最北の離島から温泉が発掘されました。利尻富士の麓で湧き出るその温泉を「利尻富士温泉」と名付け、地元で愛されているとともに温泉保養施設には年間約4万人が利尻島の名湯で癒されています。地元では子供から高齢者まで、ほとんどの人がこの「利尻富士温泉」を利用し、漁での疲れ、仕事のストレス、温泉療法など地域コミュニティ施設として温泉を活用しています。観光シーズンには、自然を満喫した1日の締めくくりとして温泉を利用し、利尻富士を眺めながらの露天風呂は最北の癒しのステータスになっています。					
年 間 利 用 状 況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H29	36,777人	H30	38,104人	H31	36,580人
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	86.2%	H30	100.1%	H31	101.0%
経 費 回 収 率 * ※過去3年度分を記載	H29	35.5%	H30	36.3%	H31	34.4%
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託		施設管理業務は民間委託			
	イ 指定管理者制度					
	ウ PPP・PFI					

* 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100 \right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100 \right)$

(2) 料 金 形 態 *施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

料金の概要・考え方	■入浴料金 大人(中学生以上)500円、中人(小学生)250円、小人(3歳以上小学校就学前)150円、高齢者(70歳以上の島民及び身体障害者手帳を所持する者)250円 バスタオル(レンタル)200円、タオル(販売)200円 施設使用料 食堂1月につき 52,380円 温泉水販売 有
-----------	--

(3) 施設を取り巻く環境等 *周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

<p>* 2005年9月「利尻富士温泉プール」運営開始。2007年6月「足湯」開始。周辺にはキャンプ場、散策路、高山植物園、パークゴルフ場、野球場、多目的グラウンドもあり、観光シーズンには来島したすべての人にも利用してもらえるよう、ユニバーサルデザインとホスピタリティに配慮しています。</p>

2. 経営の基本方針

<p>本町における温泉はとりわけ重要な地域資源の一つであり、今後も「温泉プール」や「足湯」での活用を進め、地域活性化のための天然資源の有効活用事業として入浴料や施設使用料を財源として、計画的な施設管理のもと健全経営を進めていきます。</p> <p>■安全・安心な施設の提供 温泉施設の利用者が快適に利用するため、温泉施設の保全に努め、安全・安心な温泉施設を提供します。</p> <p>■温泉施設の計画的な維持管理 温泉の成分等により老朽していく温泉施設の計画的な維持管理を行い、安定的な温泉サービスを提供します。</p> <p>■地域振興への寄与 地域資源の積極的な活用を図り、地域住民及び観光客等への利用の促進を呼びかけ、本町の地域振興に寄与する温泉サービスを提供します。</p>

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

老朽化した既存施設の修繕を計画的に行っていきます。また、突発的な故障については営業期間に留意し支障の無いよう対応する。

② 収支計画のうち財源についての説明

営業収入だけでは、賄うことが出来ず毎年、一般会計からの繰入金があるが、観光客入込にも左右されるため、機器維持補修に努め、故障による休業を少なくする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

特筆すべき事項はありません。

③ 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

*2 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	老朽化した施設の計画的な更新等、投資の平準化につながる取り組みを随時検討します。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	特筆すべき事項はありません。
防災・安全対策に関する事項	施設の定期的なメンテナンス等により安全対策を実施します。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	採算性を念頭に置き、本町に見合った取り組みを随時検討します。
その他	特筆すべき事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	消費税の変動や社会経済情勢の変化に合わせ料金単価を見直す検討を行います。
利用状況に関する事項	既存施設の修繕等を行い利用促進を行います。
繰入金に関する事項	毎年、一般会計からの繰入金があり料金単価の見直しにおいてなるべく少なくなるよう検討します。
資産の有効活用に関する事項	持っている資源を活用して地域のニーズに合わせた事業を展開していきます。
その他	特筆すべき事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	採算性を念頭に置き、本町に見合った取り組みを随時検討します。
職員給与費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
委託費に関する事項	管理業務については民間委託を実施しています。
その他	特筆すべき事項はありません。

4. 公営企業として実施する必要性など

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	温泉事業は利尻富士町の観光振興にとって重要な役割を担っていることから、一定の意義が認められ必要性の高いサービスと言えます。
公営企業として実施する必要性	利尻富士温泉保養施設の設置及び管理に関する条例によります。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。

3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度の決算期において、進捗状況の確認作業を行います。また、投資・財政計画のローリング期間を5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化等、計画策定当時に予期し得ない状況が生じた際はさらに短い期間の見直しを行います。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	H31 前々年度 (決算)	R2 前年度 (決算)	R3 本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	(E)+(I) (J)	692	△ 840										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	692	△ 840										
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	149	841	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	841	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	841	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収 益 的 収 支 比 率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	101.0	98.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	22,821	17,578	22,804	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	$((T)/(V) \times 100)$												
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	(E)+(I) (J)	44,220	44,232	35,482	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	
収 益 的 収 支 分		44,220	44,232	35,482	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		44,220	44,232	35,482	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	
資 本 的 収 支 分		2,452		6,435		3,000		3,000		3,000		3,000	
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		2,452		6,435		3,000		3,000		3,000		3,000	
合 計		46,672	44,232	41,917	36,000	39,000	36,000	39,000	36,000	39,000	36,000	39,000	